たいらぎ漁業　十月一日から翌年五月三十一日まで
しおふき漁業　一月一日から十二月三十一日まで
あげまき漁業　〃
まてがい漁業　〃
うみたけ漁業　〃
はいがい漁業　〃
たこ漁業　〃
餌（え）むし漁業　〃
しゃこ漁業　〃
いそぎんちゃく漁業　〃
しゃみせんがい漁業　〃
竹羽瀬漁業　〃
三尺網漁業　〃
あみもじ網漁業　〃
こうもり網漁業　〃
待網漁業（繁網及び手押網漁業を含む。）　〃
かにかご漁業　〃
いかかご漁業　〃
あなごかご漁業　〃
（筌（せん）を使用するものを含む。）　〃
うなぎかご漁業　〃
（筌（せん）を使用するものを含む。）　〃

第二種共同漁業

(二) 漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

(三) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

ア　基点第一号と基点第二号とを結んだ直線上の中央点

イ　アから熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第三号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点

ウ　アから長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第三号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点

エ　アから長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第三号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島南西端を見通した線との交点

オ　基点第四号とアを結ぶ直線上、基点第四号から千メートルの点

基点第一号　福岡県柳川市七ッ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱

基点第二号　佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱

基点第三号　福岡県熊本県の境界四ッ山山上の大牟田市四山町と荒尾市大字大島の境界に設置された両県境界標石柱

基点第四号　佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱

三　免許予定日　平成二十五年九月一日

四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで

五　関係地区　福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市（三瀬村、富士町及び大和町を除く。）、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町

備考

一　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

二　免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

(一) ア　竹羽瀬漁業の操業統数は、十一箇統以内でなければならない。

イ　同一人で二箇統を超える竹羽瀬漁業を営んではならない。

(二) ア　三尺網漁業に使用する網は、長さ五百メートル以内、網幅一・五メートル以内、操業時の網の高さ一メートル以内、網目は三・四センチメートル以上でなければならない。

イ　同一人で一箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。

一　公示番号　農区第一号

二　免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類　第一種区画漁業

漁業の名称　かきひび建養殖業

漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

(三) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ三直線によって囲まれた区域

ア　北緯三十三度七分五十一秒東経百三十度二十一分二十七秒の点

イ　北緯三十三度七分三十五秒東経百三十度二十一分二十六秒の点

ウ　北緯三十三度七分四十秒東経百三十度二十一分六秒の点

三　免許予定日　平成二十五年九月一日

四　申請期間　平成二十五年六月三日から同年七月五日まで

五　地元地区　福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田、同九網

備考　免許の存続期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。

一　公示番号　農区第二号

二　免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類　第一種区画漁業

漁業の名称　かきひび建養殖業

漁業時期　一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

(三) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

ア　北緯三十三度八分東経百三十度二十一分の点

イ　北緯三十三度七分四十八秒東経百三十度二十一分九秒の点

ウ　北緯三十三度七分三十秒東経百三十度二十分三十二秒の点

エ　北緯三十三度七分三十二秒東経百三十度二十分二十九秒の点

オ　北緯三十三度七分四十三秒東経百三十度二十分三十七秒の点

三　免許予定日　平成二十五年九月一日